

経営相談 Q & A

「持続化給付金」について

Q

私は観光地で小売店を営む法人の代表者です。
今般の新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが大きく落ち込みました。昨年と比べて売上が減少した事業者への助成制度について教えてください。

A

売上が前年同月比で1/2以下になった場合の給付金について、令和2年度補正予算「持続化給付金」が5月1日から受付が開始されました。

本稿では中小法人等向けの給付金の内容と申請方法について説明します（2020年5月14日時点での情報に基づく）。

■制度概要

「持続化給付金」とは、感染症の拡大による営業自粛等によって特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使えるようにした給付金です。

図表1：持続化給付金の概要

給付額	<ul style="list-style-type: none">法人は200万円まで個人事業主は100万円まで
給付対象	<ul style="list-style-type: none">中堅・中小法人（資本金10億円以上の大企業は対象外で、医療法人、農業法人、NPO法人なども対象となります。）個人事業主（フリーランスを含む）

■給付対象

給付対象となるのは以下の4項目の全てに該当する法人です（業種等で一部対象外があります）。

(1) 2020年4月1日時点で、次の①②いずれかの条件を満たしていること。

- ①資本金の額または出資の総額が10億円未満であること
- ②資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員^(注)の数が2,000人以下であること。

(注)…「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」で、会社役員・個人事業主は該当しません。

- (2) 2019年以前から事業により事業収入を得ており今後も事業継続する意思があること。
- (3) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が1/2以下となった月（以下「対象月」という）があること。
- (4) 「持続化給付金」を受けたことがないこと

■申請期間

2021年1月15日24時までです（電子申請の送信完了の締切です）。

■給付額の算定方法

給付金額は、200万円を超えない範囲で対象月の属する事業年度の直前事業年度の年間事業収入から、「対象月」の月間事業収入に12を乗じて得た金額を差し引いたものになります（図表2）。

「対象月」は月間の事業収入が前年同月比1/2以下となった月を任意で選択できます。対象月は2020年1月から同年12月までの間です。

具体的な例（図表3）を用いて計算してみます（この例では決算期は12月としています）。

図表 2 : 給付額の算定式

$$\text{給付額} = A - (B \times 12 \text{ か月})$$

給付額は上限 200 万円

A : 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入

B : 対象月の月間事業収入

図表 3 : 事業収入の月別推移

(単位: 万円)

2019 年度	2019 年				…	年商 1,000
	1 月	2 月	3 月	4 月		
	70	60	90	110		
2020 年度	2020 年				…	年商
	1 月	2 月	3 月	4 月		
	80	60	60	50		

直前の事業年度（2019 年度）の 4 月分の月間事業収入が 110 万円、2020 年度の月間事業収入が 50 万円で、前年同月比で 1/2 以下となっているため給付の対象となります。

< 給付額の計算 >

$$1,000 \text{ 万円} - 600 \text{ 万円} (50 \times 12) = 400 \text{ 万円}$$

$$400 \text{ 万円} > 200 \text{ 万円 (上限額)}$$

⇒ 給付額は上限額の 200 万円 となります。

この他、給付額算定のために 2019 年に設立された法人に対する「創業特例」や月当たりの事業収入の変動が大きい法人に対する「季節性収入特例」などいくつかの特例も設けられています。

■ 申請方法・必要書類

(1) 申請方法

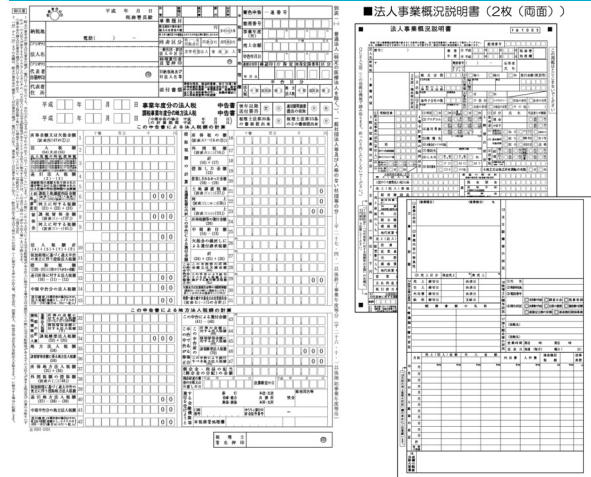
持続化給付金の申請用 HP から行います。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

(2) 必要書類

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え 1 枚および法人事業概況説明書の控え 2 枚（両面）

確定申告書別表一と法人事業概況説明書



※ 収受日付印が押されていること。E-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの

※ 売上台帳、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルで作成した売上データなど申請日の対象月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類

- ③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

- ④ その他事務局が必要と認める書類

(3) 給付時期

申請後、申請内容に不備がなければ約 2 週間で申請された預金口座へ振り込まれます。

※ 個人事業主の場合は給付金額や提出書類など法人の場合と異なります。詳しくは経済産業省 HP「持続化給付金」ページを参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

■ まとめ

現在、政府では感染症の拡大に応じてさまざまな施策を検討・実施しています。本給付金だけではなく、今後必要に応じて変更、拡充の可能性があります。引き続き支援施策関連の情報には注意が必要です。

(刀拵善光)